

入 札 説 明 書

令和7年10月28日（火）公告の「「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却」に係る一般競争入札については、関係法令の定めによるほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

（1）件名

「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却

（2）対象発電所

発電所名	所在地
① 熊倉発電所	吾妻郡中之条町大字入山
② 中之条ダム発電所	吾妻郡中之条町大字四万
③ 小出發電所	前橋市上小出町二丁目
④ 高津戸発電所	みどり市大間々町高津戸

（3）契約期間及び電力売却期間

契約期間 契約締結日から令和11年3月31日まで

売却期間 令和8年4月1日0時から令和11年3月31日24時まで

（4）目標売却電力量

令和8年度：69,634,000 kWh

令和9年度：73,028,000 kWh

令和10年度：64,916,000 kWh

なお、対象発電所は全て水力発電所であり、気象等により売却電力量が変動することから、実際の売却にあたっては当該売却電力量を保証するものではない。また、売却電力量が気象等により増減した場合でも、買受人はその全量を購入するものとする。

（5）仕様

「「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約仕様書」のとおり。

2 入札参加形態

単体による参加

3 入札参加資格

入札公告日から落札候補者決定日までの間、以下要件の全てを満たすこと。

- (1) 電気事業法（昭和39 年法律第170 号）第2 条第1 項第3 号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 令和6・7 年度群馬県競争入札参加資格者名簿において、物品の販売の資格を有し、営業品目の電力（販売）がある者、若しくは、物品の購入の資格を有し、営業品目に電力（購入）がある者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4 第1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 群馬県財務規則（平成3 年群馬県規則第18 号）第170 条第2 項又は群馬県企業局財務規程（昭和39 年企業管理規程第5 号、以下「財務規程」という。）第132 条の32 第3 項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14 年法律第154 号）又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき手続開始の申立てがなされた者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) これまでに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23 年法律第108 号）第31 条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに 督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34 条第4 項に基づき、国から事業者名を公表されたことのない者であること。
- (8) 令和6 年度にて、70,000,000kWh 以上の電力供給実績があること。

4 入札スケジュール

- (1) 参加申込書受付開始 令和7 年10月28日（火） 詳細は6 参照
- (2) 参加申込書提出期限 令和7 年11月17日（月） 詳細は6 参照
- (3) 質問受付期限 令和7 年11月17日（月） 詳細は7 参照
- (4) 入札受付開始 令和7 年11月26日（水） 詳細は8 参照
- (5) 入札受付期限 令和7 年12月1 日（月） 同上
- (6) 開札日 令和7 年12月2日（火） 同上

5 仕様書等の閲覧

- (1) 閲覧期間 令和7 年10月28日（火）から令和7 年12月1 日（月）まで
- (2) 閲覧方法 群馬県ホームページ及びぐんま電子入札共同システムによる
(URL : <https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/727531.html>)
(URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)

6 一般競争入札参加申込書の提出

- (1) 本入札の参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書（以下「申請書」という。）、入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び都道府県別（または群馬県）の供給実績の分かる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできない。

また、資格確認後であっても、落札候補者決定までの間に指名停止措置等を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すこととする。

ア 提出期間 令和7年10月28日（火）午前9時から同11月17日（月）午後4時まで

イ 通知予定 同11月19日（水）午後4時までに確認結果を通知する

ウ 提出・通知方法 ぐんま電子入札共同システムによる

- (2) 電子入札システムによる提出が不可能な者は、担当部局と協議すること。
- (3) 提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 参加資格がないと通知された者のうち理由の説明を求める者は、令和7年11月21日（金）までに書面（様式任意）をもって15の担当部署まで申し出た場合に、説明を受けることができる。

7 質問書受付・回答

入札説明書及び仕様書について質問がある場合は、簡易な内容を除き書面（別添）により提出すること。

- (1) 提出期間 令和7年10月28日（火）から11月17日（月）までの毎日（土・日曜日及び祝日を除く）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く）
- (2) 提出先：群馬県企業局 経営戦略課 戦略・DX推進係
提出方法：電子メール（メールアドレス：kkeieika@pref.gunma.lg.jp）
メール件名：【●●株式会社】電力売却入札に関する質問書の送付について
- (3) 回答期限：令和7年11月20日（木）までに回答する
- (4) 回答閲覧：回答については、質問した者に対し電子メールにより回答し、内容について群馬県ホームページにて公表するとともにぐんま電子入札共同システムにて閲覧可能
- (5) その他 本入札に係る現場説明会は実施しない

8 入札・開札

- (1) 執行日時

ア 入札開始日時 令和7年11月26日（火）午前9時

イ 入札締切日時 令和7年12月1日（月）午後4時

ウ 開札予定日時 令和7年12月2日（火）午前10時

（2）入札に係る留意事項

ア 入札方法は、ぐんま電子入札共同システムによる。

イ 入札に際しては、電力量料金単価（1kWh当たりの単価、消費税及び地方消費税抜きの金額）に1（4）に定める令和8年度から令和10年度までの目標売却電力量合計207,578,000kWh を乗じて算定した金額にて入札すること。

ウ 落札候補者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 契約額は、上記イの金額の算定に用いた電力量料金単価（小数点第2位まで）による単価契約とし、小数点以下第3位以下は切り捨てとする。

オ 提出した入札書の差し替え又は変更は認めない。

カ 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、群馬県財務規則、群馬県企業局財務規程を遵守すること。また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。

キ 本入札にも適用の群馬県企業局競争入札心得の規定を参照すること。

ク 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

ケ 開札は、8（1）ウに掲げる日時において、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて実施する。また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

9 入札保証金

財務規程第132条の13第1項第2号により免除とする。

10 契約保証金

財務規程第132条の16第1項第3号により免除とする。

11 入札の無効

（1）次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札に際し、不正の行為があったとき

イ 申請書又は資料に虚偽の記載を行ったとき

ウ 同一の入札において、2以上の入札書を提出したとき

エ ICカードを不正に使用したとき

オ その他、入札に関する条件に違反したとき

- (2) 無効の入札を行った者を落札候補者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規程第132条の9の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高の価格を提示した者を落札者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムにより提出したくじにより、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。
- (4) この入札の結果は、群馬県ホームページ及び電子入札システムにより以下の内容を公表する。

ア 入札参加者名

イ 入札金額（入札辞退等の場合は、その旨）

ウ 入札単価

エ 落札者名

13 契約書の作成

契約書案をもとに群馬県と候補者が詳細について協議のうえ締結する。

14 その他

申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

15 契約等に関する事務を担当する部署

群馬県企業局 経営戦略課 戦略・DX推進係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-226-3915（直通） FAX 027-243-7724

Eメール kkeieika@pref.gunma.lg.jp